(趣旨)

第1条 この要綱は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、指定 事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)及び実施要綱で使用する用語の例による。

(指定等の申請等)

- 第3条 法第115条の45の5の規定による指定の申請は、厚生労働大臣が定める訪問型・ 通所型サービス事業者指定(新規・更新)申請書により行うものとする。
- 2 市長は前項の規定により提出された申請書の内容が指定基準を満たしていると判断したときは、指定事業者として指定し、当該申請者にその旨通知する。

(申請書等の補正)

第4条 市長は、提出された申請書等に不備があるときは、申請者に補正を求めるものと する。

(指定拒否)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業所として指定しないこととする。
- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し を受けてから 3 年を経過しない者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立をし、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立をしている者
- (5) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 法第70条第2項第4号から第5号の3までの規定に該当しない者
- (7)申請者が法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35の第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし当該指定の取消しが、指定事業の取消しの処分理由となった事実及び当該事

実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の 状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、こ の号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められ るものに該当する場合を除く。

- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35項第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (9) 申請者が法第77条第1項、第78条の10第1項、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項に規定する指定については、 基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、釧路市介護保険 事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合又は市における地域支援 事業の円滑な実施に際し支障が生じる場合において、市長は当該事業所の指定をしない ことができる。

(指定等の更新の申請)

- 第6条 法第115条の45の6により、当該事業所の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 指定の更新は、厚生労働大臣が定める訪問型・通所型サービス事業者指定(新規・更新)申請書により行うものとする。
- 3 市長は前各項の規定により提出された申請書の内容が指定基準を満たしていると判断 したときは、当該申請者にその旨通知する。

(変更の届出)

- 第7条 指定第1号事業者は、次の各号に変更があったときは、10 日以内にその旨を市長 に届け出なければならない。
- (1)事業所の名称及び所在地

- (2)申請者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びにその代表者
- (3)申請者の登記事項証明書又は条例等
- (4)事業所の建物の構造、専用区画等
- (5)事業所の管理者
- (6)サービス提供責任者
- (7)運営規程
- 2 指定事業者は、当該第1号事業を廃止、休止又は休止した事業を再開したときは、その廃止、休止又は再開の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 休止期間は最大6カ月とする。
- 4 第1項及び第2項の届出は、厚生労働大臣が定める変更届出書、廃止・休止・再開届 出書により行うものとする。

(添付書類)

第8条 第3条、第4条、第6条及び第7条に規定する申請書、届出書は付表及びその他 必要な書類を添付する。

(事業者情報の公表及び提供)

- 第9条 市長は、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定による指定又は届出を受理したときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。
 - (1)事業所の名称及び所在地
 - (2)申請者又は届出者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
 - (4)変更、廃止、休止、再開の年月日
 - (5)事業開始年月日
 - (6) 運営規程
 - (7)介護保険事業所番号
 - (8) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における

指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定による総合事業の指定を受けたとみなす経過措置により、北海道のみなし指定を受けた指定介護予防訪問介護事業者または指定介護予防通所介護事業者は、第3条に規定する申請および指定を受けたものとみなすものとする。

みなし指定をうけた事業者は、みなし指定を受けた日から平成30年3月31日までとし、 当該指定事業者が前条の規定により指定の更新をする場合は、第6条の規定の例による ものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。